

## しらおい応援商品券Q & A

Q1 しらおい応援商品券とは？

A1 コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている町民生活を支援するとともに地域経済の活性化を図ることを目的として町民のみなさん全員に交付する町内で使える商品券のことです。

Q2 交付対象者は？

A2 令和4年8月1日時点の白老町民（住民基本台帳に記載されている方）が対象となります。ただし、令和4年8月1日以前に白老町からの転出届を提出した方及び令和4年8月2日以降に書類上において令和4年8月1日以前の白老町への転入届を提出した方は対象外となります。

Q3 商品券の配布金額は？

A3 1人に対し5,000円分（1,000円券×3枚、500円券×4枚）の商品券を配布します。

Q4 商品券はどこで使えるの？

A4 町内の取扱店舗で使用できます。商品券と一緒に取扱店舗一覧表を送付します。なお、白老町商工会ホームページにて、取扱い店舗を随時更新し、掲載しますのでご確認ください。

Q5 商品券はどうしたらもらえるの？

A5 商品券の交付について申し込みは必要ありません。商品券は住民基本台帳の住所地に郵送します。

Q6 商品券はいつもらえるの？

A6 9月1日～9月30日の間で随時郵送します。町民のみなさん全員に郵送しますのでお届けするのに時間がかかる場合があります。また、お住まいの地区によりお届け日が前後しますが、ご了承ください。

Q7 商品券の利用期間は？

A7 令和4年10月1日から11月30日までです。

期限が過ぎると使用できませんので、ご注意ください。

Q8 8月2日以降に死亡した場合はどうなるの？

A8 商品券については生前のご住所へ送付します。ご同居のご家族の方でご使用いただけます。

Q9 8月2日以降に町外に転居しましたが対象となるの？

A9 商品券は郵便局に転居届を提出頂いている場合、転出先に郵送します。ただし、使用できる店舗は白老町内の取扱店舗のみとなります。

Q10 町外の施設に入所している場合はどうなるの？

A10 原則は住民基本台帳に記載された住所へ郵送しますが、手続きをされている場合は指定された住所へ郵送します。

A11 白老町在住だが、諸事情により住民票を移していないが対象となるか？

Q11 住民基本台帳に記載がある方が対象となりますので、対象外となります。

Q12 郵送方法は？

A12 商品券は世帯ごとではなくお一人お一人に郵便局のゆうパック（対面受取）でお送りします。（例：5人家族⇒5封筒）

Q13 不在にしており、受け取れなかった場合はどうするの？

A13 ご自宅のポストに投函されている「ゆうパックご不在等連絡票」をもとに再配達手続きのうえ、お受け取りください。なお、郵便局取り置き期間（通常7日間）を過ぎた場合は白老町役場に返送されますので、白老町役場企画財政課（0144-82-2714）までご連絡をお願いします。受け取り方法は以下の2点です。

① 電話又はメールにて住民基本台帳に記載のある氏名・住所・生年月日等に

ついてお知らせください。受け取りがされていないことを確認後、ゆうパックにて再送付いたします。

- ② 事前に電話にてご連絡の上、身分証明書の写しと印鑑（シャチハタ不可）を、ご持参いただき、直接白老町役場へお越しくください。受取書類への記入、捺印等の手続きのうえ、受け取りがされていないことを確認後、交付いたします。（役場に商品券が返送される前の場合も考えられますので、必ず事前にご連絡をお願いします。代理の方が受取る場合は対象者の身分証明書の写しも必要です。）

※①の受け取り方で、送付先の変更が必要な場合はQ14の手続きが必要となります。

※受付時間は平日8：30～17：15（12：00～13：00 除く）です。

Q14 住民票に記載のある住所とは別の住所に送付してほしい。

A14 郵便局に対し転送届を提出している場合又は、ゆうパックご不在等連絡票により転送手続を行った場合は転送先への配達となります。

何らかの事情により手続きが行えず、転送を希望される場合は、「送付先変更届」をHPからもダウンロード頂き、必要事項を記入し、対象者及び受領者の身分証明書の写しを添付し送付（メール可）願います。申請書類等を確認後、ゆうパックにて送付いたします。

Q15 商品券を紛失した。再交付はできますか？

A15 商品券の再交付はできません。商品券はゆうパックにて配送しますので直接手渡しでの受け取りとなります。同居の方が受取っていないか、ご確認ください。

Q16 商品券が利用できない商品とは？

A16 たばこや金券など以下のものには商品券の利用ができません。

①事業所間の決済 ②現金の引き換え、プリペイドカードの購入 ③換金性の高い商品（米券・切手・収入印紙・官製ハガキ・宝くじ・電子マネーのチャージ等） ④公共料金・保険適用の診療代・家賃・駐車場代・車検費用等

⑤パチンコ・スロット・出資 ⑤たばこ ⑥白老町指定ごみ袋

※利用期間中に、国及び北海道で実施する消費喚起事業において発行される商品券及び「白老観光満喫割引」との併用は可

※詳細は取扱い店舗にご確認ください。

Q17 商品券を利用した際に釣銭はできますか？

A17 釣銭はできません。ただし、商品券+現金で差引して発生する釣銭はできます。

例1：880円のお買い上げで500円券2枚 ⇒ 釣銭はできません。

例2：2,390円のお買い上げで1,000円券2枚+500円玉一枚  
⇒ 釣銭110円ができます。